

令和5年度 西宮市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を次のとおり定める。

なお、本方針において使用する用語は、法の例によるものとする。

第1 目的及び基本的事項

- 1 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、当該施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。
- 2 法第4条第1項の規定に基づき、障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める。
また、法第9条第4項の規定に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を作成し、以下に沿って調達を行う。
 - (1) 障害者就労施設等の特性等に配慮し、調達に努める。
 - (2) 法に関する施策の実施にあたっては、他の施策や行政目的との調和を図る。
 - (3) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、納期や受注量の設定等に配慮する。
 - (4) 適正な予算執行並びに競争性及び透明性のある調達の実施に努める。
 - (5) 市内に所在する障害者就労施設等からの調達を促進し、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。なお、障害者就労施設等からの直接的な調達のみならず、市が設置する共同受注窓口を通じた間接的な調達についても、準じて取り扱う。

第2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市（地方公営企業含む。）の全ての組織、及び市が100%出資している外郭団体とする。

第3 調達目標

本年度の調達目標は、別に定めるとおりとする。

第4 公表

一会計年度終了後、調達実績の概要をとりまとめ、市ホームページ等を利用して速やかに公表する。

第5 周知及び啓発

庁内に法の趣旨や本方針を周知及び啓発し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。